

滋賀県汚水処理施設整備構想の見直しについて

■汚水処理施設整備構想とは

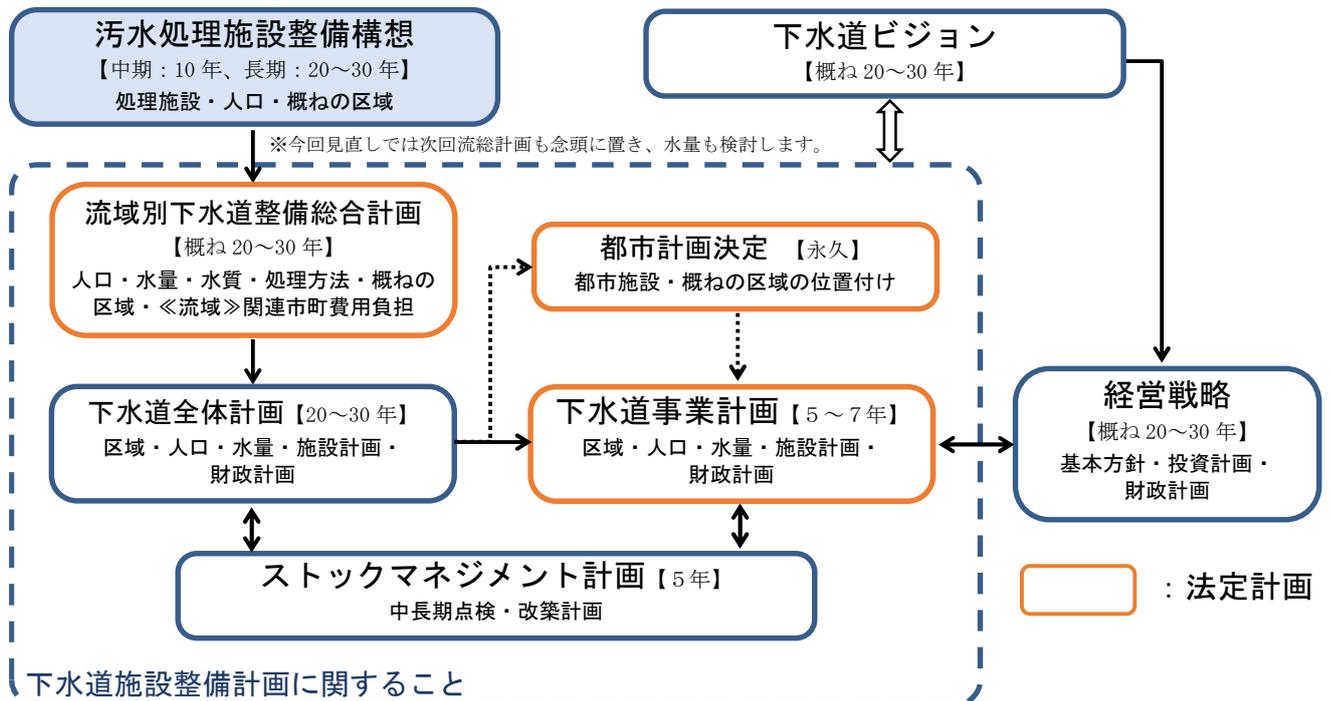
汚水処理施設整備構想は、下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽等の汚水処理施設の効率的な整備と効率的な運営管理のため、これらの施設を所管する3省（国土交通省、農林水産省および環境省）が策定した「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル：平成26年1月（以下、現行マニュアル）」に基づき、今後の汚水処理について中期（10年程度）、長期（20～30年）の時間軸の概念を盛り込んだ持続可能な汚水処理システム構築を目指すものとして策定するとされています。

具体的には、関連市町において各種汚水処理施設の最終的な整備区域、早期に汚水処理施設整備を概ね完了させるアクションプラン、効率的なし尿処理のあり方等を定め、県でとりまとめるものです。近年では、下水道計画の最上位計画である「流域別下水道整備総合計画（以下、流総計画）」との整合性が必須であり、その後の下位計画（全体計画、事業計画等）との整合性も求められています。（下図参照）

滋賀県では、平成10年に「滋賀県汚水処理施設整備構想」を策定し、その後の見直しを経て、平成26年より人口減少局面への転換や汚水処理施設整備の完成に向けたアクションプランの策定、既存施設の共同利用等の検討が必要とされたことから、平成28年に「滋賀県汚水処理施設整備構想2016（以下、現構想）」を見直しを行いました。

現在では現構想に基づき、滋賀県および関連市町において汚水処理施設の整備を進めており、令和4年度末における汚水処理人口普及率（下水道等の施設を利用できる状態にある人口の割合）は99.1%（うち下水道処理人口普及率92.5%）と、全国第2位（下水道普及率は第6位）となっています。

<汚水処理構想の位置づけ>

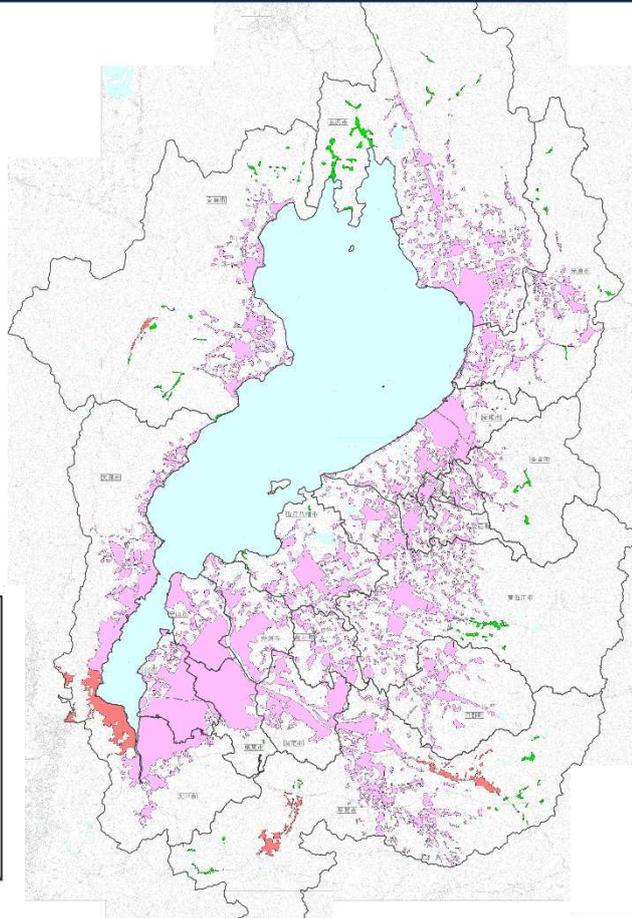


## 今回の汚水処理構想見直しの目的

汚水処理構想の見直しは、主に以下に示す3つの目的で実施します。

### 目的1 汚水処理施設整備構想図の見直し

県内全域を対象に、平成29年3月に策定した「滋賀県汚水処理施設整備構想2016（以下、現構想）」の各汚水処理施設（下水道、集落排水事業、合併処理浄化槽等）の最終的な整備区域の見直しを行います。



### 目的2 汚水処理計画人口・普及率の見直し

現況年（令和4年度）、中間年（令和17年度）、最終年（令和27年度）の下水道、集落排水事業、合併処理浄化槽等の各汚水処理人口の計画値を定め、汚水処理人口普及率の目標値の見直しを行います。

#### 現在のアクションプラン

【汚水処理施設整備の早期概成に向けたアクションプランの策定】  
未整備の地区について、安価で早期に整備可能な手法の導入を計画

○汚水処理人口普及率	・平成26年度	: 98.3%	⇒	<u>令和4年度 : 99.1%</u>
	・平成32年度 (R2)	: 99.3%		
	・平成37年度 (R7)	: 99.8%		

#### 現在の汚水処理人口普及率

### 目的3 広域化・共同化による運営管理の効率化を図る

し尿処理施設の下水道への接続検討や農業集落排水施設の下水道への接続計画の見直しを行い、汚水処理事業の広域化・共同化による運営管理のさらなる効率化を図ります。

# 汚水処理構想策定に係る基本方針（案）

## I. 滋賀県の汚水処理の現状

### 1. 各事業の概要

滋賀県の汚水処理人口普及率（下水道等の汚水処理施設を利用できる状態にある人口の割合）は、令和4年度末時点で99.1%と、全国第2位となっています（別紙1参照）。以下に、各事業の概要を示します。

#### (1) 下水道

滋賀県の下水道事業の特徴は、滋賀県の大部分が琵琶湖の流域であることから、その水質保全が大きな目的となっていることです。琵琶湖周辺における下水道事業は、「琵琶湖流域別下水道整備総合計画（以下、流総計画）」に基づき、全市町で実施されています。

事業別では、流域下水道が4処理区（湖南中部、湖西、東北部、高島）で実施されており、19市町すべてが流域関連公共下水道を実施しています。単独公共下水道は2市（大津市、甲賀市（土山町、信楽町））、特定環境保全公共下水道は2市（近江八幡市（沖島）、高島市（旧朽木村））で実施されています。

#### (2) 集落排水施設

農業集落排水施設は、農業用排水の水質保全を図り農業被害を軽減することを目的とした、農業集落の形態に適した小規模集合処理方式の汚水処理システムです。農村部を中心に、現構想策定時の平成26年度末では15市町で実施されていましたが、令和4年度末では11市町で実施されています。また、林業集落排水施設は1市（高島市（旧朽木村））で実施されています。なお、平成の市町村合併前の町の中には、下水道事業を実施せず農業集落排水施設を中心に整備を進めてきた町があり、これらの町を合併した市町では依然、農業集落排水の割合が大きくなっています。（長浜市、東近江市）

項目	実施市町 (数)	県内 (箇所)	下水道全体計画区域内 (箇所)
平成26年度末	15	218	161
令和4年度末	11	163	106



8年間で55箇所が接続完了

#### (3) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、主に下水道や農業集落排水施設等の整備計画区域外で設置されているほか、計画区域内でも、整備まで時間を要する地区等で設置されています。また、人口減少等の社会情勢の変化を受け、経済的・効率的な施設整備を進める目的で、再検討した結果、下水道全体計画区域から浄化槽区域に切り替え、計画的に浄化槽の設置を進めている区域もあります。（近江八幡市、甲賀市）

## 2. 汚水処理施設整備の推移

### (1) 現構想整備計画と滋賀県の汚水処理人口普及率の推移

現構想整備計画と汚水処理人口普及率の推移を図 1 に示します。汚水処理施設の整備はほぼ計画どおりに進んでいます。

汚水処理人口普及率は令和 4 年度末で 99.1%に達し、図 2 に示すとおり生活系による琵琶湖への汚濁負荷量は減少しています。また、琵琶湖の水質についても、改善傾向にあります。

琵琶湖流域下水道の各処理施設では、窒素、リンの除去効果が高い高度処理法を採用しており、より琵琶湖への流入負荷削減のためには、集落排水施設および浄化槽の下水道への接続を促進することが効果的です。また一層の汚水処理人口普及率向上にむけて、さらなる効果的・効率的な汚水処理施設の整備が必要となってきます。

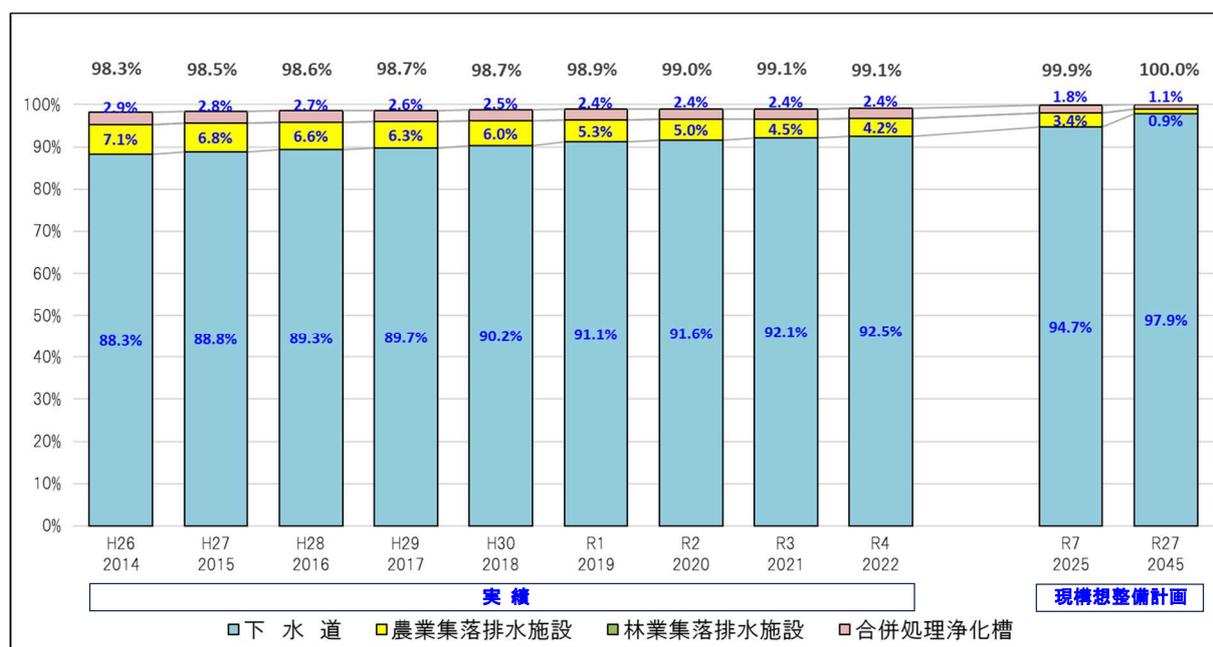
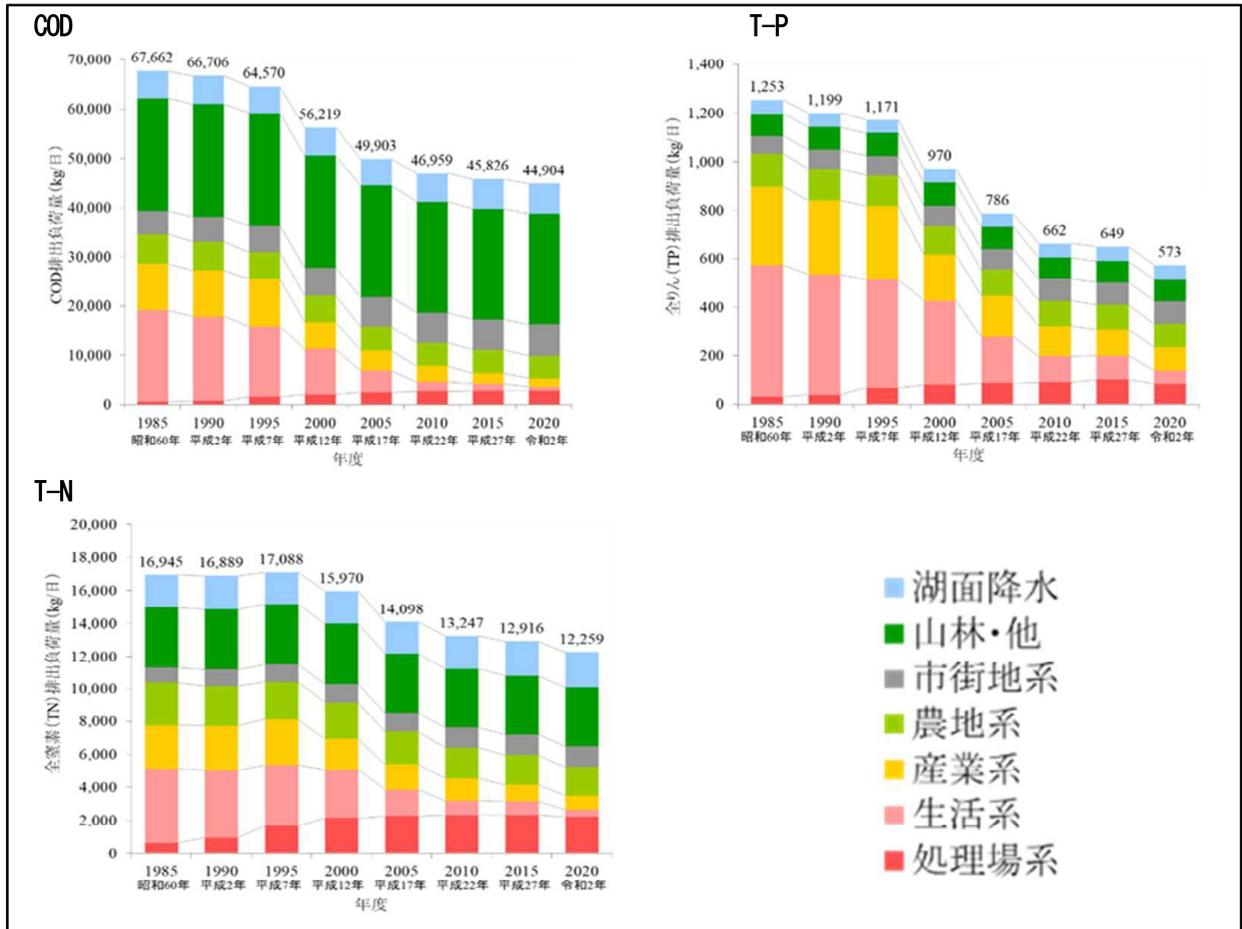


図 1 現構想整備計画と滋賀県汚水処理人口普及率の推移

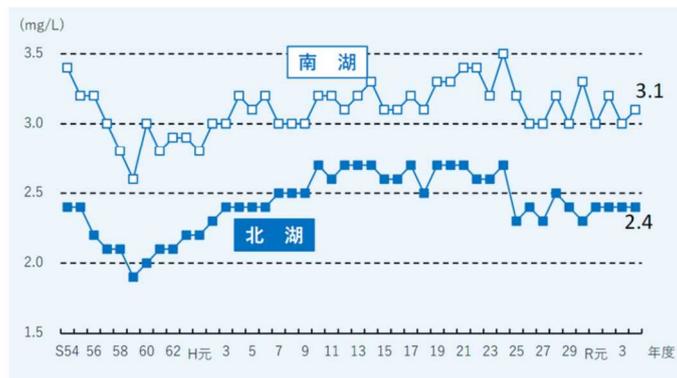


出典) 滋賀県の環境 2023

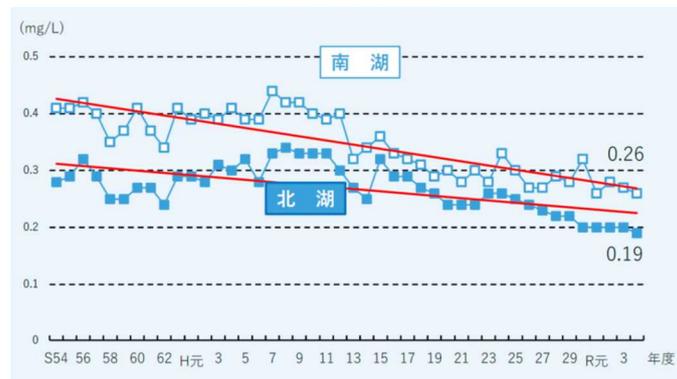
図2 琵琶湖に流入する負荷量の経年変化



琵琶湖の水質（透明度）



琵琶湖の水質（COD）



琵琶湖の水質（全窒素）



琵琶湖の水質（りん）

出典) シン・びわ湖なう 2023

参考 琵琶湖の水質推移

## (2) 市町別汚水処理人口及び普及率の推移

市町別の汚水処理人口及び普及率を表1に示します。全ての市町で汚水処理人口普及率は向上しており、滋賀県全体の汚水処理人口普及率は平成26年度末の98.3%から令和4年度末の99.1%まで向上しています。下水道の面整備が進んだことや農業集落排水施設の下水道への接続が進んだことにより下水道の普及率は88.3%から92.5%に向上しています。(表1、図3)。

表1 市町別汚水処理人口及び普及率

平成26年度末							
市町名	総人口 (人)	汚水処理人口(人)				合計	普及率 (%)
		下水道	農業集落 排水施設	林業集落 排水施設	合併処理 浄化槽		
大津市	342,031	335,027	954	-	2,358	338,339	98.9
彦根市	112,620	89,433	4,601	-	8,776	102,810	91.3
長浜市	121,532	95,457	25,543	-	497	121,497	100.0
近江八幡市	82,235	61,385	640	-	18,229	80,254	97.6
草津市	128,833	123,149	5,099	-	506	128,754	99.9
守山市	80,867	76,005	4,736	-	96	80,837	100.0
栗東市	67,289	66,412	185	-	121	66,718	99.2
甲賀市	92,533	70,989	10,504	-	6,033	87,526	94.6
野洲市	50,768	47,485	2,849	-	77	50,411	99.3
湖南市	54,817	53,173	-	-	926	54,099	98.7
高島市	51,349	42,210	7,449	45	1,105	50,809	98.9
東近江市	115,531	85,487	27,770	-	993	114,250	98.9
米原市	39,982	35,891	3,904	-	183	39,978	100.0
日野町	22,189	16,906	4,853	-	278	22,037	99.3
竜王町	12,432	10,561	842	-	858	12,261	98.6
愛荘町	21,148	20,967	-	-	134	21,101	99.8
豊郷町	7,362	7,360	-	-	2	7,362	100.0
甲良町	7,467	7,462	-	-	-	7,462	99.9
多賀町	7,674	6,673	665	-	213	7,551	98.4
合計	1,418,659	1,252,032	100,594	45	41,385	1,394,056	98.3
%		88.3	7.1	0.0	2.9	98.3	



令和4年度末							
市町名	総人口 (人)	汚水処理人口(人)				合計	普及率 (%)
		下水道	農業集落 排水施設	林業集落 排水施設	合併処理 浄化槽		
大津市	343,839	338,754	-	-	1,812	340,566	99.0
彦根市	111,493	97,095	4,015	-	7,107	108,217	97.1
長浜市	114,524	96,290	18,010	-	224	114,524	100.0
近江八幡市	81,669	68,250	595	-	12,450	81,295	99.5
草津市	138,600	138,266	-	-	302	138,568	100.0
守山市	85,675	85,416	-	-	96	85,512	99.8
栗東市	70,440	70,203	160	-	62	70,425	100.0
甲賀市	88,865	72,198	7,323	-	7,007	86,528	97.4
野洲市	50,614	50,098	-	-	201	50,299	99.4
湖南市	54,393	53,632	-	-	368	54,000	99.3
高島市	46,228	40,510	3,305	39	2,070	45,924	99.3
東近江市	112,349	92,636	17,530	-	855	111,021	98.8
米原市	37,593	34,426	3,069	-	98	37,593	100.0
日野町	20,888	16,468	4,136	-	215	20,819	99.7
竜王町	11,520	9,832	711	-	977	11,520	100.0
愛荘町	21,315	21,135	-	-	134	21,269	99.8
豊郷町	7,176	7,175	-	-	-	7,175	100.0
甲良町	6,568	6,560	-	-	-	6,560	99.9
多賀町	7,440	6,743	426	-	185	7,354	98.8
合計	1,411,189	1,305,687	59,280	39	34,163	1,399,169	99.1
%		92.5	4.2	0.0	2.4	99.1	

注1) 総人口は平成27年及び令和5年3月31日現在の住民基本台帳人口で外国人を含める。

注2) 「-」は、各事業を実施していない市町を示す。

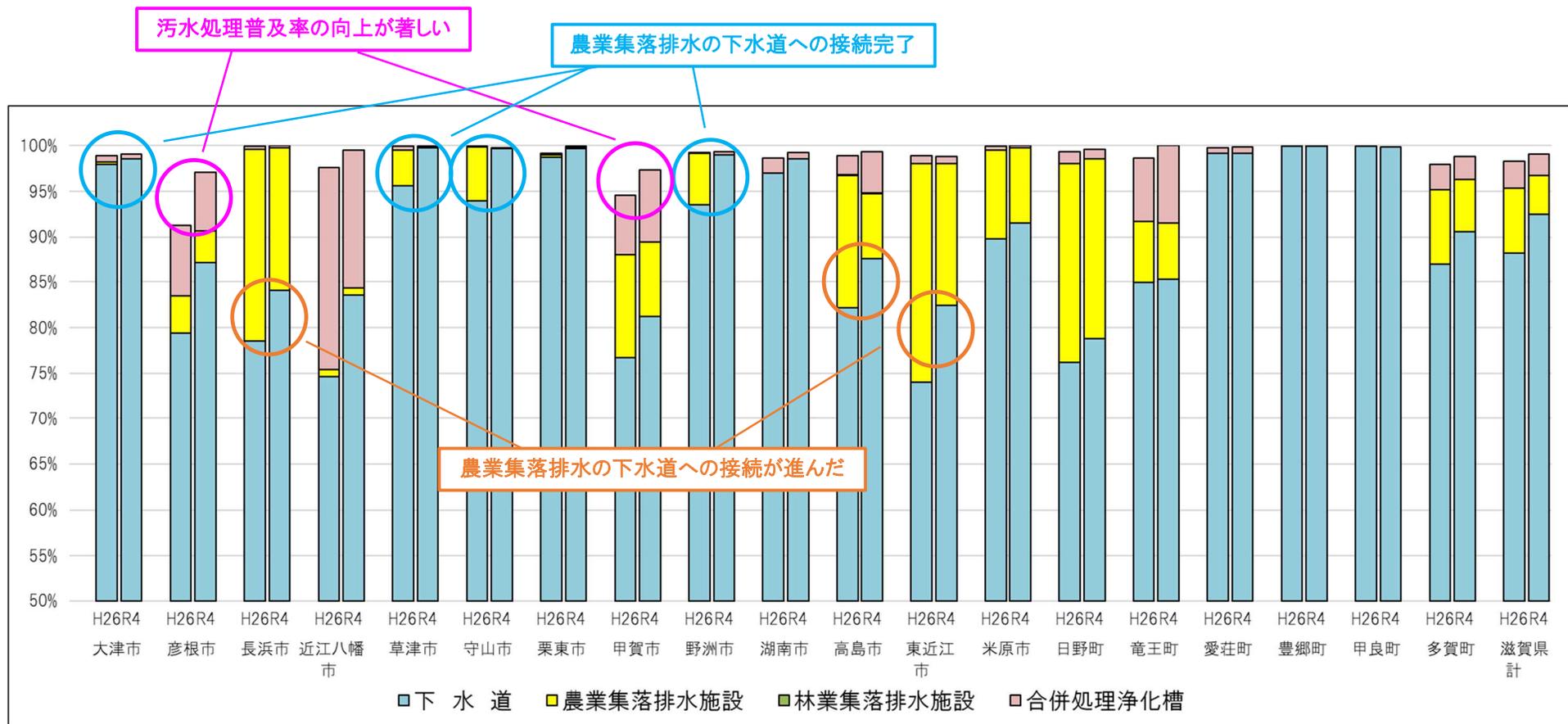


図3 市町別汚水処理人口普及率

## II. 汚水処理施設整備における各事業間の連携

### 1. 集落排水と下水道の連携

集落排水施設として整備した区域の下水道への接続は、「滋賀県における下水道事業及び農業集落排水事業の調整に関する基本方針」（平成9年4月18日）（別紙2参照）に基づいて調整を行っており、表2に示すとおり、令和4年度末までに下水道全体計画区域内にある施設のうち、集落排水施設の耐用年数が経過した63箇所を下水道に接続しています。

表2 集落排水施設の接続状況

市町名	施設数			期間中接続数		下水道接続計画あり（未接続）		下水道 接続計画なし （箇所）
	当初 （箇所）	H26 2014 （箇所）	R4 2022 （箇所）	～H26 ～2014 （箇所）	H27～R4 2015～2022 （箇所）	H26 2014 （箇所）	R4 2022 （箇所）	
大津市	1	1	0	0	1	1	0	0
彦根市	7	7	7	0	0	7	7	0
長浜市	58	56	46	2	10	38	28	18
近江八幡市	2	2	2	0	0	0	0	2
草津市	6	6	0	0	6	6	0	0
守山市	8	8	0	0	8	8	0	0
栗東市	2	2	2	0	0	1	1	1
甲賀市	25	25	23	0	2	17	15	8
野洲市	4	4	0	0	4	4	0	0
湖南市	0	0	0	0	0	0	0	0
高島市	36	31	23	5	8	16	8	15
東近江市	52	52	38	0	14	45	31	7
米原市	11	11	9	0	2	7	5	4
日野町	9	9	9	0	0	9	9	0
竜王町	2	2	2	0	0	2	2	0
愛荘町	1	0	0	1	0	0	0	0
豊郷町	0	0	0	0	0	0	0	0
甲良町	0	0	0	0	0	0	0	0
多賀町	2	2	2	0	0	0	0	2
合計	226	218	163	8	55	161	106	57

注1) R5.3.31供用開始までとする。

注2) 林業集落排水施設（高島市）、小規模集落排水施設（長浜市）をそれぞれ1箇所含む。

## 2. し尿処理及び浄化槽事業と下水道の連携

令和4年度末現在、し尿及び浄化槽汚泥の処理は表3にあげる施設で行われています。

これまでに汚水処理の効率化を図るため、近江八幡市第1クリーンセンターと大津市北部衛生プラントでは、し尿処理施設を下水道へ投入するための前処理施設として整備し、近傍の下水道管に接続投入しています。また高島市では高島市衛生センターを廃止し、流域下水道高島浄化センター内にし尿及び浄化槽汚泥の受入施設を整備し、同浄化センターで共同処理をしています。

表3 稼働中のし尿処理場

施設名称	関連市町	供用開始 (年)	経過 年数 (年)	現有 能力 (kL/日)	備考
大津市志賀衛生プラント	大津市	H18 2006	17	23	
彦根市清掃センター 衛生処理場	彦根市	S53 1978	45	156	
湖北広域行政事務センター 第1プラント	長浜市、米原市	S58 1983	40	157	
八日市布引ライフ組合 衛生センター	東近江市、日野町、 竜王町	H8 1996	27	255	
甲賀広域行政組合	甲賀市、湖南市	H24 2012	11	96	
湖東広域衛生管理組合	愛荘町、豊郷町、 甲良町、多賀町	S54 1979	44	43	
湖南広域行政組合 環境衛生センター	草津市、守山市、 栗東市、野洲市	H13 2001	22	168	

(参考) 下水道へ接続済等のし尿処理場

施設名称	関連市町	供用開始 (年)	経過 年数 (年)	現有 能力 (kL/日)	備考
近江八幡市 第1クリーンセンター	近江八幡市	S53 1978	-	100	湖南中部Tに流入 (H25. 10~)
大津市北部衛生プラント	大津市	S51 1976	-	48	湖西Tに流入 (H3. 11~)
高島市衛生センター	高島市	S51 1976	-	70	高島Tに搬入 (H29. 10~)

### III. 滋賀県の汚水処理の課題

滋賀県の汚水処理の現状等から、今回見直しにあたって考慮すべき主な課題は、以下のとおりです。

#### 1. 下水道等の計画区域の在り方に関する関連市町の意向の反映、区域の精査

今回の見直しでは、各種汚水処理施設の最終的な整備区域の精査を行います。

図4に示すとおり、滋賀県における令和4年度末の下水道普及率(人口)は92.5%ですが、これに対し下水道整備率(面積)は69.6%となっています。全国的にみても滋賀県の下水道整備率は、令和2年度末で66.2%と全国平均67.9%よりも低い値となっております(別紙3参照)。

※下水道整備率＝供用開始区域面積／全体計画区域面積

整備面積には接続予定の集落排水区域が含まれていないということもありますが、人口からみるとほとんど下水道が行き渡っているにもかかわらず、下水道で整備する予定の区域が多く残っていることから、下水道全体計画区域面積の見直しを行う必要があります。

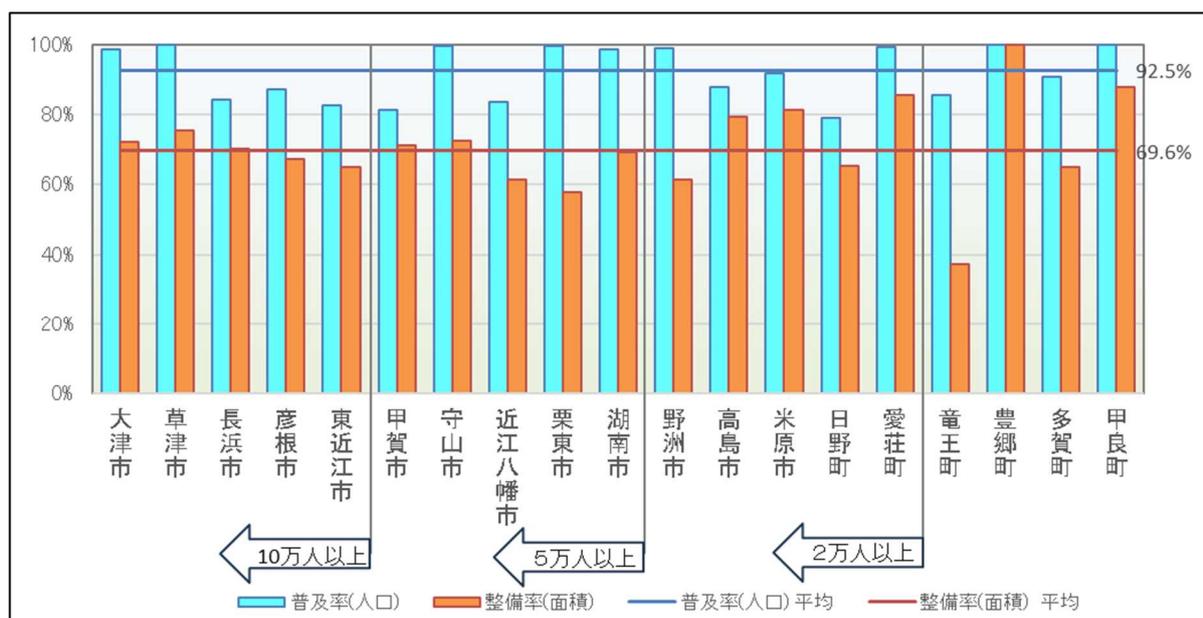


図4 市町別下水道普及率と整備率(令和4年度末)

## 2. 人口減少状況下における人口フレーム等の設定

これまで滋賀県は全国でも数少ない人口増加県でしたが、今後は県全体として減少局面に入ると予測されています。また、一部市町では増加傾向が続く一方、人口減少、高齢化が深刻化すると考えられる市町もあり、事業間連携等を検討していくことが必要になります。そのため、各市町の特性、実情を踏まえた人口フレーム等を設定し、汚水処理形態別計画人口を見直す必要があります。

## 3. 開発計画(工場、大型商業施設等)による将来増加水量の設定

昨今の社会的情勢から世界的なサプライチェーンの見直しに伴い、製造業の国内回帰が進んでおり、それに伴い工場排水量の増加が見込まれるところです。そのため、将来における工場排水量増加の検討が必要となっています。

また、駅前の高層マンション建設による既設管きよの能力不足等が問題となっており、適切な計画汚水量を設定する必要があります。

## 4. 集落排水、し尿処理場等及び単独公共下水道の流域下水道への接続方針の検討

下水道全体計画区域内には多数の農業集落排水施設があり、これらの施設の老朽化に伴ない下水道への接続を促進する必要があります。下水道への接続にあたっては、施設の耐用年数、維持管理費、改築更新費用等を総合的に勘案し、接続時期を調整していますが、市町の財政負担、使用者の負担等も十分に考慮する必要があります。また、下水道全体計画区域外でも下水道への接続を望むケースがあり、接続計画の見直し検討が必要です。

さらに汚水処理施設の普及にともない、し尿汲み取り量が減少している中、し尿処理施設の老朽化と改築・更新費用の増大が課題となっています。今後はさらに、浄化槽汚泥の処理量も減少すると予想されることから、集落排水施設の汚泥も含めた広域処理、し尿等の下水道施設への投入も検討する必要があります。

同様に市が管理する単独公共下水道の事業運営にあたっては、改築更新費や維持管理費等の削減のため、流域下水道への統合の可能性を検討する必要があります。

## 5. 広域化・共同化による実現性の高い整備・運営管理方法の検討

汚水処理施設の効率的な整備と運営管理のため、事業間連携や市町間連携等を十分に検討した上で、実現性の高いものについては、滋賀県汚水処理事業広域化・共同化計画(R4.12.1策定)に反映し、着実に実施していく必要があります。(別紙4参照)。

#### IV. 今回の構想見直しの基本方針

これまで述べてきた現状および課題を受け、今回見直しの基本方針を以下のとおりとします。

##### 1. アクションプランの点検、整備率の向上

滋賀県では、令和4年度末の汚水処理人口普及率が99.1%を超えており、下水道普及率(人口)も92.5%となっています。国のアクションプランでいう「概成(汚水処理人口普及率95%)」は達成しており、現構想で設定した平成57年(令和27年)の100%に向けて、鋭意整備を進めています。

一方、前述どおり下水道普及率(人口)に対し、下水道整備率(面積)は令和4年度末で69.6%であり、下水道整備効果の早期発現を目指すためにも、現在の整備計画を見直す段階となっております(表4)。

表4に示すとおり、下水道事業計画未取得区域は下水道全体計画区域に対し18.5%、また未整備率は30.4%となっています。

国土交通省の「令和6年 下水道事業予算の概要」でも、未普及対策の推進の方針として『下水道区域の徹底した見直し』が挙げられており、今回見直しでは社会情勢を反映しつつ、20年後の将来(2045年(R27))に向けた汚水処理施設の整備方針を関連市町で再整理し、真に必要な下水道全体計画区域を設定し、整備率の向上を目指します。

表4 市町別下水道整備状況(令和4年度末)

市町名	全体計画 区域面積 A (ha)	事業計画 区域面積 B (ha)	R4 整備 区域面積 C (ha)	計画未取得 区域面積 D=A-B (ha)	未整備区域 面積 E=A-C (ha)	整備率 F=C/A (%)	計画 未取得率 G=D/A (%)	未整備率 H=E/A (%)
大津市	8,006.9	6,642.6	5,773.6	1,364.3	2,233.3	72.1%	17.0%	27.9%
彦根市	3,567.8	2,951.3	2,404.8	616.5	1,163.0	67.4%	17.3%	32.6%
長浜市	5,328.4	4,753.9	3,743.0	574.5	1,585.4	70.2%	10.8%	29.8%
近江八幡市	2,537.7	1,752.0	1,556.3	785.7	981.4	61.3%	31.0%	38.7%
草津市	3,502.2	2,891.0	2,644.1	611.2	858.1	75.5%	17.5%	24.5%
守山市	2,385.5	1,876.7	1,724.8	508.8	660.7	72.3%	21.3%	27.7%
栗東市	2,902.4	1,817.3	1,678.9	1,085.1	1,223.5	57.8%	37.4%	42.2%
甲賀市	4,116.4	3,480.4	2,924.1	636.0	1,192.3	71.0%	15.5%	29.0%
野洲市	2,163.9	1,400.5	1,324.8	763.4	839.1	61.2%	35.3%	38.8%
湖南市	2,669.7	1,952.1	1,849.0	717.6	820.7	69.3%	26.9%	30.7%
高島市	2,719.6	2,564.5	2,154.6	155.1	565.0	79.2%	5.7%	20.8%
東近江市	4,517.7	3,778.3	2,931.7	739.4	1,586.0	64.9%	16.4%	35.1%
米原市	2,190.2	1,987.0	1,777.5	203.2	412.7	81.2%	9.3%	18.8%
日野町	1,268.4	1,033.1	828.8	235.3	439.6	65.3%	18.6%	34.7%
竜王町	1,132.1	663.4	421.1	468.7	711.0	37.2%	41.4%	62.8%
愛荘町	1,097.8	1,097.8	938.9	-	158.9	85.5%	-	14.5%
豊郷町	372.5	372.5	372.5	-	-	100.0%	-	-
甲良町	458.5	458.5	402.8	-	55.7	87.9%	-	12.1%
多賀町	518.1	488.1	336.6	30.0	181.5	65.0%	5.8%	35.0%
合計	51,455.8	41,961.0	35,787.9	9,494.8	15,667.9	69.6%	18.5%	30.4%

## 2. 人口フレームの設定

令和5年12月に公表された「国立社会保障・人口問題研究所」の予測を基本としますが、各市町の人口ビジョン等も考慮することとし、市町が自ら設定した将来人口推計値を尊重します。

なお、計画策定にあたっては、汚水処理施設の早期整備、施設の統廃合等による効率的・効果的な生活環境の改善を促進し、人口減少抑制に貢献することについて十分配慮いたします。

## 3. 開発計画(工場、大型商業施設等)の対応

前述の表4に示す未整備区域には、以前からの開発計画区域が含まれています。開発計画区域のなかには、具体的な開発計画がなく、さらには下水道整備計画がないところもあり、将来にわたり未整備区域として残る可能性があります。

一方、下水道全体計画区域内では、既存工場内処理施設の老朽化による下水道への接続あるいは駅前の高層マンション建設により、既設管きよの能力不足が問題となっています。

今回見直しでは、汚水処理施設の効率的な改築・更新計画や運営管理を行っていくため、開発計画に対する適切な計画区域及び計画汚水量を設定します。

## 4. 集落排水、し尿処理場等及び単独公共下水道の流域下水道への統合

### (1) 集落排水施設及び単独公共下水道の老朽化への対応と流域下水道への統合

集落排水施設と下水道との調整は、従来どおり「滋賀県における下水道事業及び農業集落排水事業の調整に関する基本方針」に基づいて調整することを原則とします。

調整にあたっては、集落排水施設の維持管理が困難となり、下水道への接続の要望が増加していること、人口減少や節水意識の向上で下水道への流入水量が伸び悩み、使用料収入の増加が期待できないこと等を踏まえつつ、経済性・効率性を比較・評価したうえで、下水道への接続を検討します。

現在、下水道全体計画区域内にある施設については、耐用年数、維持管理費等を総合的に勘案して下水道に接続しています。なお、接続に伴う経費負担の平準化等を図り、計画的な実施に努めます。

下水道全体計画区域外にある施設についても、維持管理費、運営体制等を総合的に評価し、下水道への接続が適当と考えられる場合は下水道計画区域への編入を検討します。

現在、単独公共下水道として整備されている区域についても、維持管理費、運営体制等を総合的に評価し、流域下水道への接続が適当かどうかの検討を行います。

なお、流域関連公共下水道計画区域の拡大を行う場合は、建設負担金の扱い等の調整が必要な場合があるため、慎重に対応します。

## **(2) し尿処理の在り方およびし尿処理施設の老朽化対策**

し尿および浄化槽汚泥の下水道への受け入れについては、し尿処理施設の現状、経済性、下水処理施設の能力、処理への影響、周辺環境等を考慮したうえで、可能な場合は受け入れるものとします。なお、その投入方法や費用負担等については十分に調整が必要であることから、慎重に対応します。

## **5. 広域化・共同化計画への反映と実施**

汚水処理事業の広域化・共同化について、実現性の高いものについては、滋賀県汚水処理事業広域化・共同化計画（R4.12.1策定）に反映し、着実に実施していく。広域化・共同化計画への反映および実施については、滋賀県汚水処理事業担当課、各市町汚水処理事業担当課で構成する滋賀県汚水処理事業広域化・共同化研究会を活用し、情報共有や意見交換、実施に向けての議論・調整を進めていきます。